

議第30号

檀原市個人番号の利用に関する条例の一部改正について
 檀原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
 令和6年6月5日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
 檀原市個人番号の利用に関する条例（平成27年檀原市条例第35号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前			改 正 後		
別表第 1 （第 4 条関係）			別表第 1 （第 4 条関係）		
機 関	事 務		機 関	事 務	
(略)			(略)		
1 0 市 長	一般不妊治療費及び不育治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		1 0 市 長	一般不妊治療費及び不育治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
<u>1 1</u> 市 長	<u>産婦に対する家事の援助に関する事務であって規則で定めるもの</u>				
<u>1 2</u> 市 長	(略)		<u>1 1</u> 市 長	(略)	
<u>1 3</u> 市 長	(略)		<u>1 2</u> 市 長	(略)	
<u>1 4</u> 教育委員会	(略)		<u>1 3</u> 教育委員会	(略)	
<u>1 5</u> 教育委員会	(略)		<u>1 4</u> 教育委員会	(略)	
別表第 2 （第 4 条関係）			別表第 2 （第 4 条関係）		
機 関	事 務	特定個人情報	機 関	事 務	特定個人情報

改 正 前			改 正 後		
(略)			(略)		
2 0 市長	一般不妊治療費及び不育治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	2 0 市長	一般不妊治療費及び不育治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 1 市長	産婦に対する家事の援助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			
2 2 市長	(略)		2 1 市長	(略)	
2 3 市長	(略)		2 2 市長	(略)	
2 4 市長	(略)		2 3 市長	(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 橿原市子育て世帯訪問支援事業の開始に伴い、橿原市ママヘルプサービス事業が終了したことで、当該事業において個人番号を利用する必要がなくなったため、所要の改正を行うもの

議第 3 1 号

檜原市国民健康保険税条例の一部改正について

檜原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

檜原市長 亀田 忠彦

檜原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

檜原市国民健康保険税条例（昭和 3 1 年檜原市条例第 4 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（国民健康保険税の減額） 第 2 0 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 6 5 0，0 0 0 円を超える場合には、6 5 0，0 0 0 円）、後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 2 2 0，0 0 0 円を超える場合には、2 2 0，0 0 0 円）並びに介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 0，0 0 0 円を超える場合には、1 7 0，0 0 0 円）の合算額とする。 （1） （略） （2） 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 0，0 0 0 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 0，0 0 0 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 0，0 0 0 円を乗じて得た金	（国民健康保険税の減額） 第 2 0 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 6 5 0，0 0 0 円を超える場合には、6 5 0，0 0 0 円）、後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 2 2 0，0 0 0 円を超える場合には、2 2 0，0 0 0 円）並びに介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 0，0 0 0 円を超える場合には、1 7 0，0 0 0 円）の合算額とする。 （1） （略） （2） 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 0，0 0 0 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 0，0 0 0 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 0，0 0 0 円を乗じて得た金

改 正 前	改 正 後
額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>290,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～オ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>535,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～オ (略) 2・3 (略)	額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>295,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～オ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>545,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～オ (略) 2・3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の檀原市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理由 地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の軽減の見直しが行われたため、軽減判定所得の基準額について所要の改正を行うもの